

原子力被災者への対応に関する 当面の取組方針

平成 23 年 5 月 17 日
原子力災害対策本部

原子力被災者への対応に関する当面の取組方針について

平成 23 年 5 月 17 日
原子力災害対策本部

未曾有の被害を生んだ東日本大震災に続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した、あの「3 月 11 日」から、2 ヶ月が経過しました。

この 2 ヶ月が、原子力事故による被災者の皆さんにとって、いかに長く、苦しく、困難な日々であったか。避難区域の設定により、震災への対応もままならぬまま、着の身着のままで避難せざるをえなかった皆さんの不安、また、屋内退避区域の設定により、不便な生活を強いられたり、自主避難することとなった皆さんの思いには、言葉では言い尽くせないものがあると思います。

避難所の変更による相次ぐ移動や、生活面の不自由やプライバシー確保も不十分な避難所での長期の生活、何ら根拠のない誹謗中傷、仕事や教育などの環境の激変などにより、原子力事故による被災者の皆さんが受けた肉体的・精神的なストレスはいかばかりかと存じます。

さらに、被災した農林水産業や中小企業の皆さんも、いわれのない風評被害を受けたり、避難により事業継続が困難となるなど、甚大な損害が生じています。

今、この瞬間も、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。また、放射線量が高い地域の皆さんには、今後の計画的な避難に向けた準備を進めていただいております。さらに、その他の地域でも緊急時における避難準備を整えていただくなど、今回の事故によって多くの皆さんの生活に大きな御不便をおかけしています。

東京電力福島第一原子力発電所の状況は、依然予断を許しません。現場では、一日も早い収束に向けて、必死の作業が続けられております。そうした作業に従事しておられる方々の多くが、自らも原子力事故による被災者であることには、本当に胸がしめつけられる思いです。

今何よりも求められていることは、4 月 17 日に東京電力が示した「事故の収束に向けた道筋」を着実に実現させることです。そうすれば、6 ヶ月から 9 ヶ月後には、原子炉は冷温停止状態となり、放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられることとなります。

その実現に向けて、国も、東京電力任せではなく、できる限りの対応をしてまいります。

これまでは、避難区域の設定など原子力事故による被災者の皆さんの安全確保を第一に取り組んでまいりましたが、これに加えて、これからは二次避難先の確保など生活面での対応についても、国は、福島県や関係市町村の他、福島県外で被災者を受け入れてくださっている自治体の皆さんの協力を得て、力の限り取り組んでまいります。

先般、平成 23 年度補正予算が成立したところであり、仮設住宅の建設や雇用の創出などの対応を一層強化してまいります。さらに、住民の方々の御希望の強かった警戒区域への一時立入も開始しました。

こうした対応を含め、今回、国として、原子力発電所の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題とその取組方針をとりまとめました。

これは、原子力事故による被災者の皆さん、被災自治体や関係自治体の皆さん、さらに国民の皆さんに、政府一丸となった当面の取組の全体像と今後の見込みを、御理解いただくためのものです。まずは、ここにとりまとめた施策を着実に進めてまいります。

しかし、これは、あくまで「当面の」取組に過ぎません。今後、原子力事故による被災者の皆さんが直面するであろう「すべての」課題に対しても、国として正面から取り組んでいくことは言うまでもありません。

東京電力福島第一原子力発電所の 1 号機が営業運転を開始してから、今年ちょうど 40 年目にあたります。

長きにわたり国の原子力政策、電源政策の一番の理解者であり、安全であると信じ、原子力発電所とともに共存してきた皆さんの、今回の事故によって裏切られたとの強い思いに、国は真正面から向き合わねばなりません。

原子力政策は、資源の乏しい我が国が国策として進めてきたものであり、今回の原子力事故による被災者の皆さんは、いわば国策による被害者です。復興までの道のりが仮に長いものであったとしても、最後の最後まで、国が前面に立ち責任を持って対応してまいります。

必ずや、被災者の皆さんが、再びふるさとの地に立ち、住み慣れた我が家に戻り、そして、豊かな自然と笑顔があふれるコミュニティを取り戻す日がやってくると確信しています。そして、その日が実現するまで、国として力を尽くす覚悟です。

目 次

1. 東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた取組.....	5
(1) 事態収束に向けた取組.....	5
① 国による支援・安全性の確認.....	5
② 国際協力.....	8
③ 事故原因等の調査・検証.....	9
(2) 安全対策の実施.....	9
2. 避難区域に係る取組.....	11
(1) 避難区域の設定.....	12
(2) 一次避難の状況.....	13
(3) 二次避難先の確保.....	14
① 応急仮設住宅の確保.....	14
② 国家公務員宿舎・公営住宅等の活用.....	14
③ 民間賃貸住宅借上げの活用.....	14
(4) 要介護者や障害者等への対応.....	15
① 要介護者や障害者等の福島県外への搬送.....	15
② 福祉仮設住宅の設置支援.....	15
(5) 警戒区域の設定及び一時立入の実施.....	16
① 警戒区域の設定.....	16
② 一時立入の実施.....	16
(6) 区域内の農産物や家畜等の取扱い.....	17
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について.....	17
② 区域内の農産物や家畜等について.....	17
(7) 中小企業者の損害に対する賠償について.....	18
(8) 避難区域解除までの支援.....	18
① 区域解除までの支援体制及び情報提供.....	18
② 区域における治安維持.....	18

3. 計画的避難区域に係る取組	19
(1) 計画的避難区域の設定	20
(2) 避難先の確保	20
① 応急仮設住宅の確保	20
② 国家公務員宿舎・公営住宅等の確保	20
③ 短期の避難先の確保	21
(3) 要介護者や障害者等への対応	21
① 要介護者や障害者等の域外避難	21
② 計画的避難区域内における事業継続の例外（介護施設）	21
③ 福祉仮設住宅の設置支援（再掲）	21
(4) 円滑な計画的避難の実施	22
① 住民の円滑な移転支援	22
② 計画的避難区域内における事業継続の例外	22
③ 計画的避難を終えるまでの住民の放射線管理	22
(5) 区域内の農産物や家畜等の取扱い	22
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）	22
② 区域内の農産物や家畜等について	23
(6) 中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）	23
(7) 計画的避難区域解除までの支援	24
① 区域解除までの支援体制及び情報提供	24
② 区域における治安維持	24
4. 緊急時避難準備区域に係る取組	25
(1) 緊急時避難準備区域の設定	26
(2) 生活インフラ等の確保・産業活動支援	26
(3) 区域内の農産物や家畜等の取扱い	27
① 農林水産事業者の損害に対する賠償について（再掲）	27
② 区域内の農産物や家畜等について	27
(4) 中小企業者の損害に対する賠償について（再掲）	28
(5) 緊急時避難準備区域解除までの支援	28
① 区域解除までの支援体制及び情報提供	28
② 区域における治安維持	28

5. 被災住民の安心・安全の確保	29
(1) 地域コミュニティの維持	30
(2) 医療・介護等の確保と健康不安等への対応	31
① 各区域における医療・介護等の確保	31
② 住民のスクリーニング及び除染	32
③ 住民の健康管理及び心のケア	32
④ 住民の長期的な健康管理（放射線量の評価）	32
(3) 教育への支援	33
① 避難先での子どもの就学機会の確保等	33
② 学校等の校舎・校庭等の利用について	33
(4) 環境モニタリング等の充実（環境モニタリング強化計画）	34
① 継続的な環境モニタリングの実施	34
② 線量測定マップ等の作成	35
③ 農地における環境モニタリングの実施	35
④ 海域における環境モニタリングの実施	35
⑤ 食品、水道水中の放射性物質モニタリングの実施	35
⑥ 教育施設等における環境モニタリングの実施	36
⑦ 福島県内における環境試料分析能力の向上	36
(5) がれきや下水汚泥等の取扱い	36
① がれき等の取扱い	36
② 下水汚泥の取扱い	37
(6) 原子力災害・被災者向け広報の充実	37
(7) その他の対策	38
6. 雇用の確保、農業・産業への支援	39
(1) 雇用の確保	41
① 復旧事業等による確実な雇用創出	41
② 雇用の維持・生活の安定	41
③ 新たな就職に向けた支援	42
(2) 農畜産業・水産業等	43
① 出荷制限等の指示による影響と今後の対応	43
② 風評被害対策及び農林水産物・食品の輸出支援	43
③ 農林水産物や土壌等への放射性物質による影響と今後の対応	44
④ 事業活動支援	45
(3) 中小企業対策	46
(4) 製造業・小売業等	47
① 風評被害対策及び工業品等の輸出支援	47
② 事業活動支援	48

(5) 交通・運輸業	49
(6) 観光業	50
(7) その他の対策	50
① 地域金融への支援	50
② 被災者、被災企業に対する金融面の支援	50
③ 消費者に対する適切な情報提供	51
7. 被災地方公共団体への支援	52
(1) 被災地方公共団体の機能回復に向けた取組	52
(2) 役場機能を移転した市町村や避難者の受入れ地方公共団体への支援	53
8. 被災者・被災事業者等への賠償	54
(1) 原子力損害賠償紛争審査会の定める指針について	54
(2) 仮払補償金について	55
(3) 東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて	56
9. ふるさとへの帰還に向けた取組	57
(1) 区域解除の考え方の整理	57
(2) 土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等	58
① 農地等の土壌等のモニタリング・スクリーニング	58
② 農地等の土壌等の除染・改良	58
(3) ふるさとの地域活力の再生に向けた検討課題	59

るとともに、教職員が積算線量計を携帯することにより、実際の被ばく状況を確認し、内部被ばくの影響を評価するため、適切にダストサンプリングを行う。これらの結果について、2週間に1回以上の頻度を目安として、原子力安全委員会に報告する。

- ・放射線量をできる限り低減させる方策の1つとして、校庭等の土の上下を入れ替える等の方法について、その効果や具体的な方法等を検証するため、(独)日本原子力研究開発機構に依頼し、福島大学と協力して実地調査を行った(5月8日)。
- ・これらの実地調査を踏まえ、5月11日には学校等の校庭・園庭における空間線量率の低減策について、「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の2つの方法が児童生徒等の受ける線量を減らしていく観点から有効であるとして、福島県教育委員会等に事務連絡を行った。

(4) 環境モニタリング等の充実(環境モニタリング強化計画)

- 東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出状況について「環境モニタリング強化計画」に基づき、米国エネルギー省を含め関係機関が緊密に連携することにより、総合的な放射線モニタリングを実施する。
- また、「放射線量分布マップ」等を策定・公表するとともに、計画的避難区域等を重点的に測定することにより、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していく。
- 農地や教育施設等における環境モニタリングに取り組むとともに、福島県内を中心に食品、環境モニタリング試料等の放射能濃度の分析拠点を整備していく。

<当面の取組>

① 継続的な環境モニタリングの実施

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺の放射性物質の放出状況を把握し、国民の安全や安心を確保するため、様々な手段を駆使し、総合的な放射線モニタリングを実施し、モニタリング結果の公表を行っている。具体的には、福島県、(独)日本原子力研究開発機構、電力会社等と連携し、空間線量率のモニタリングを実施するとともに、空気中のダストや土壌等のサンプル調査を実施している。
- ・4月22日以降は、計画的避難区域等を重点的に測定するとともに、測定結果については、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していくため、「環境モニタリング強化計画」を策定し、モニタリングの実施体制も強化した。
- ・モニタリング体制を強化する一環として、放射線量率の高い地域については、簡易型線量計を活用することにより、積算放射線量の測定も実施している。加えて、同計画に基づき、計画的避難区域や放射線量率の高い地域の固定測定地

点を増やすとともに、土壌モニタリングの強化、海域モニタリングの広域化を図っていく。

- ・東京電力福島第一原子力発電所から 80km の範囲内において、米国エネルギー省と連携し、空間線量率及び地表面における放射性物質の蓄積状況についてモニタリングを実施している。また、福島大学による県内のモニタリングの他、全国の国立大学等においてモニタリングを実施している。
- ・東京電力により原子力発電所のサイト内及び近辺の海域等の環境モニタリングが適切に実施されるよう指導監督している

② 線量測定マップ等の作成

- ・「環境モニタリング強化計画」に基づき、4月24日時点の「線量測定マップ」及び「積算線量推定マップ」を発表した（4月26日）。今後、月に2回程度更新することを予定している（5月16日に更新済み）。また、「土壌濃度マップ」についても作成する。
- ・上記の線量測定マップ等により、事故状況の全体像の把握や、区域等の解除に向けて活用していく。

③ 農地における環境モニタリングの実施

- ・農地土壌における放射性物質の濃度の把握に向けて、補正予算において、放射線測定装置の調達及び分析のための費用を措置した。
- ・今後、農地土壌における放射性物質の濃度の分布傾向を把握する。

④ 海域における環境モニタリングの実施

- ・（独）海洋研究開発機構による海水採取とダストサンプリング等、及び（独）日本原子力研究開発機構による測定・分析により、東京電力福島第一原子力発電所の沖合における海域モニタリングを実施し、結果の公表を行ってきた。
- ・海域モニタリングの広域化を図るため、宮城県、福島県、茨城県の各沖合の広域調査、水産物モニタリングの拡大等を文部科学省と水産庁により共同で実施する。

⑤ 食品、水道水中の放射性物質モニタリングの実施

- ・原子力安全委員会が策定した「原子力施設等の防災対策について」において示された指標を参考として、食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定した。
- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査について、ガイドラインや最新の情報に基づく指示を行い、関係地方公共団体が検査計画を策定して実施している。
- ・水道水中の放射性物質については、各地方公共団体等において水道水の検査を継続して実施しており、国において毎日その結果を公表している。また、検査

9. ふるさとへの帰還に向けた取組

(取組の概要)

ふるさとへの帰還を実現するためには、住民の健康及び安全が確保されることが大前提であり、発電所からの放射性物質が管理され、放射線量が大幅に抑えられる状況になることが、不可欠である。

このため、まずは、ロードマップに基づき、安全や環境に及ぼす影響や作業環境に配慮しながらも、一刻も早い事態収束に取り組むことが極めて重要である。

その上で、原子力災害対策本部としては、事故状況の全体像を把握するとともに各区域の解除に向けた検討にいつでも着手できるよう、放射性物質の分布状況等を確実に把握するため、環境モニタリングを強化し的確に実施していく。

また、ふるさとへの帰還に向けた着実な一歩を進めていくため、住民の生活や農業・産業活動の基盤となる土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等や、がれき等の処理について、効果的かつ効率的に行えるよう関係機関が連携して、確実に取り組んでいく。

さらに、原子力災害により被災した地域の活力を再生していく上で取り組むべき課題への対応については、福島県及び関係地方公共団体と緊密に協議しつつ、「東日本大震災復興構想会議」を始めとする関係機関とも連携し、早急に検討を進めていく。

(1) 区域解除の考え方の整理

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 放射性物質の分布状況等を確実に把握するため、環境モニタリングを強化し的確に実施する。➤ 発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で、モニタリング結果を踏まえ、各区域の見直しを検討する。 |
|--|

<当面の取組>

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握、今後の各区域（警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備などに考慮してモニタリングを実施する。

- ・その際には、様々な手法を駆使し、総合的な放射線モニタリングを実施する「環境モニタリング強化計画」に基づき、継続的なモニタリングを行っていく。特に、「放射線量分布マップ」等を策定・公表するとともに、計画的避難区域等を重点的に測定することにより、事故状況の全体像の把握や区域等の解除に向けて活用していく。
- ・区域等の解除に際しては、原子炉及び使用済燃料プールともに確実かつ長期にわたって冷却が可能な機能を確保し、原子炉が冷温停止状態となり、放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点で、その時点までのモニタリング結果を踏まえ原子力安全委員会の意見も聴いた上で、避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の見直しを検討することとし、今後、解除の考え方について整理・検討を進める。

(2) 土壌等のモニタリング・スクリーニング・除染等

- 住民の生活や農業・産業活動の基盤となる①土壌等のモニタリング・スクリーニングを行うとともに、必要に応じて②土壌の除染・改良について、効果的かつ効率的に行えるよう、関係機関が連携して確実に取り組んでいく。

<当面の取組>

① 農地等の土壌等のモニタリング・スクリーニング

- ・東京電力福島第一原子力発電所周辺の土壌について、3月18日以降、継続してモニタリングを実施している。4月22日以降は、「環境モニタリング強化計画」に基づき、土壌表層中の放射性物質の蓄積状況を把握するため「土壌濃度マップ」を作成する。
- ・農地土壌については、補正予算において、放射線測定装置の調達及び分析のための費用を措置しており、農地土壌における放射性物質の濃度の把握を行う。

② 農地等の土壌等の除染・改良

- ・農地土壌における放射性物質汚染を除去する実践可能な手法について検討し、その成果について、現場への普及に向けた取組を行っていく。

東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日
原子力災害対策本部

取組事項	<ステップ1 (7月中旬を目途)> (現時点:5月17日)	<ステップ2 (3~6カ月程度※)> ※ステップ1終了後	中期的課題
東京電力「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」における目標	放射線量が着実に減少傾向となっている	放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている	
1. 国による支援・安全性の確認 (1) 原子炉の冷却 (2) 使用済み燃料プールの冷却 (3) 放射性物質で汚染された水(滞留水)の閉じ込め、保管・処理・再利用 (4) 地下水汚染の拡大防止 (5) 大気・土壌での放射性物質の抑制 (6) 余震対策 (7) 作業環境の安全確保、生活環境・健康管理の改善	窒素封入・冷却状態の安全性確認/炉心状態の解析 冷却方法の安全性及び環境影響確認 > 冷却状態の監視 建屋モニタリングのためのロボット導入支援 原子炉建屋開口部開放に際しての環境への影響評価 無人ヘリの活用・プール内サンプリングの促進 使用済み燃料取出・移送に関するプランの検討 代替冷却設備の安全性確認 > 代替冷却設備の設置・運転状況の監視 水処理システムの水収支バランスの確認/監視 高レベル汚染水処理システムの導入支援/安全性確認 > 高レベル汚染水処理システムの設置・運転状況の監視 集中R/W建屋への高レベル汚染水移送の安全性確認 > 移送後の保管状況の監視 > 集中R/W建屋から恒久設備への移送実施の確認 高レベル汚染水貯蔵タンクの安全性確認 > 同タンクの設置・貯蔵状況の監視 建屋内の汚染水の排除・処理状況の確認 メガフロート導入・移送の円滑化支援 海水淡水化設備の安全性確認 > 海水淡水化設備の設置・運転状況の監視 地下水汚染拡大防止対策・設備・実施状況の確認 地下水遮蔽工法の確認 > 地下水遮蔽工事実施状況の確認 飛散防止剤の検討・導入支援 原子炉建屋カバーリングの設計・導入支援/安全性確認 > 建屋カバー設置工事実施状況の確認 > 建屋コンテナ設置の安全性確認 がれき撤去のためのロボット導入支援 津波対策の確認 > 津波対策実施状況の確認 4号機プール健全性、補強方法の確認 > 4号機支持構造物設置工事実施状況の確認/各号機の補強方法及び工事実施状況の確認 多様な放射線遮蔽対策の確認 > 多様な放射線遮蔽対策実施状況の確認 線量計・防護服等の情報収集・導入支援/作業員の被ばく、作業安全の管理体制の監視 作業員の生活環境改善のための検討促進/健康管理の強化・管理体制の確認	使用済み燃料、破損燃料の取り出し、処分方法の安全性確認 高レベル汚染水処理後の廃棄物管理に係る安全性確認 地下水遮蔽工事実施状況の確認	
2. モニタリングの実施	航空機・走行サーベイ モニタリングポスト 海域モニタリング 土壌等サンプリング 環境モニタリング強化計画	関係機関による体系的なモニタリングの実施(空間、土壌、海水中、海底土壌) 線量測定マップ作成 積算線量推定マップ作成 モニタリング結果の評価、月2回の頻度でマップを公表 土壌濃度マップ作成 農地土壌/教育施設/食品・水道水中の環境モニタリング等の実施	
3. 国際協力	海外からの専門家受入・資機材提供等に関する協力促進/放射性物質の排出・管理に関する国際通報の強化		
4. 事故の調査・検証	日本政府/IAEAによる調査 IAEA関係会議 事故原因等の調査・検証		

原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ

平成23年5月17日
原子力災害対策本部

